

(仮称) 朝霞市 福祉等複合施設

基本計画 (素案)

令和 6年 1月

朝霞市

基本計画 目次(案)

1 基本計画の目的	1
2 各機能の利用イメージと規模の設定	1
2-1 施設規模の条件	1
2-2 各機能の概要と規模	2
2-2-1 子育てしやすい環境の充実のための機能	2
2-2-2 福祉相談のサービス向上のための機能	5
2-2-3 防災機能の拡充	8
2-2-4 まちなかの交流やにぎわいづくり	10
2-2-5 その他の導入機能	12
2-3 施設規模のまとめ	14
3 施設整備イメージ	15
3-1 敷地内の土地利用・配置計画(配置・動線)	15
3-2 建物内配置計画	16
3-3 施設整備の留意事項	23
4 管理運営方針	26
4-1 管理運営の考え方	26
4-2 管理運営体制	26
4-3 施設管理方針	27
5 民間活力の活用	28
5-1 意見・結果	28
6 事業計画	30
6-1 事業手法	30
6-2 概算事業費の試算	32
6-3 事業スケジュール	32

1 基本計画の目的

この基本計画は、基本構想において決定した導入機能「(1)子育てしやすい環境の充実のための機能、(2)福祉相談のサービス向上のための機能、(3)防災機能の拡充、(4)まちなかの交流やにぎわいづくり、(5)その他の導入機能」を踏まえ、福祉等複合施設の利便性、機能性、周辺環境との連携を考慮し、具体的な計画案を示すものです。

2 各機能の利用イメージと規模の設定

計画地の特性や条件より建築可能な規模を確認したうえで、導入機能について、それぞれの規模を設定します。各機能の複合化を図るとともに、会議室やトイレ等を共用することでコンパクトな施設とします。

2-1 施設規模の条件

計画地の法規制等より、本複合施設の建築面積は最大約 800 m²、延床面積は、最大約 2,300 m²となります。また、日影規制等の条件から、4階程度と想定します。

なお、詳細は基本設計、実施設計にて検討を行うものとします。

【図表 1 計画敷地の諸元】

所在地	朝霞市西弁財1丁目 16 番地 5, 6
地目	宅 地
敷地面積	約 1,150 m ²
用途地域/ 立地適正化計画	第1種中高層住居専用地域(都市機能誘導区域)
建ぺい率・容積率	60%(角地の緩和 70%)・200%
高さ制限	25m高度地区
防火地域等	建築基準法第 22 条区域
周辺道路	市道(幅員 8.0m、6.0m、4.0m)
斜線規制	前面道路斜線:1.25/1 隣地斜線:20m+1.25/1
日影規制	10m超の建物:5~10m/4 時間以上、10m/2.5 時間以上
景観規制	朝霞市景観条例による「安全で快適な住まいゾーン」
浸水想定区域	—

【図表 2 施設規模】

建築面積	最大約 800 m ²
延床面積	最大約 2,300 m ²
階数	4階程度 (容積率のほか、日影規制等の条件を考慮)

2-2 各機能の概要と規模

2-2-1 子育てしやすい環境の充実のための機能

子育てしやすい環境の充実のための機能は、児童館と子育て世代包括支援センターから構成されます。

子育て世代包括支援センターの機能を児童館機能と一体的な施設とし、妊娠期から子育て期にかけての切れ目のない子育て支援を行います。出産前から児童館を知っていただくことで、早い段階からの児童館での子育て支援を可能とします。

児童館

(1) 概要

児童館は、児童福祉法に基づき児童の健全育成等を目的とした施設で、現在、市内には6つの児童館があります。本施設は、7番目の児童館として、主に朝霞台駅周辺地域の住民や駅を利用する児童、親子の利用に供する施設とするほか、放課後や休暇期間中の中高生の居場所としての機能を重視し、「ほんちょう児童館」をイメージした施設とすることを想定しています。

(2) 機能等

【主な機能】 <ul style="list-style-type: none">○ 児童に健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにするための機能○ 子どもの安定した日常の生活の支援となる機能○ 子育て家庭への支援機能○ 中高生の居場所となる機能
【主な利用対象】 0歳～18歳までの児童とその保護者
【想定される諸室】 ※児童館ガイドラインに基づき市内の既設児童館を参考 <ul style="list-style-type: none">○ 集会室、活動室、図書室、相談室、事務室○ 屋内遊戯室、多目的スタジオ○ 中高生の居場所（自習、談話スペース）○ 子育て交流スペース（幼児を連れた保護者同士の交流やサークル活動が可能な空間）○ 多機能（子ども用）トイレ、授乳室（赤ちゃんの駅）
【想定される面積】 約720㎡（市内6か所の児童館の平均的な延床面積）
【必要な設備】 <ul style="list-style-type: none">○ 転落防止等の安全対策、周辺への騒音防止（子どもの遊び声）



朝霞市「ほんちょう児童館」(中高生の居場所:自習スペース)



朝霞市「ほんちょう児童館」(屋内遊戯場)



朝霞市「ほんちょう児童館」(受付案内)



(事例)子ども用トイレ

子育て世代包括支援センター

(1) 概要

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的な支援を提供するワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)で、保健師等の専門職が妊産婦等の状況を継続的に把握し、妊産婦や乳幼児に対し切れ目のない支援を実施します。

(2) 機能等

【主な機能】

- 妊娠届出や母子手帳の交付等を通して妊産婦・乳幼児等の実情の把握
- 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導
- 相談内容から、必要に応じて支援プランの策定と支援

【主な利用対象】 妊産婦、乳幼児

【想定される諸室】

- 相談室、乳幼児遊戯スペース、事務室

【想定される面積】

約 60 m² (相談室 10 m² 程度)

(現在、保健センター内に開所している子育て世代包括支援センターと同等の面積)



朝霞市「保健センター」(現在の子育て世代包括支援センター)



(事例) 所沢市「こどもと福祉の未来館」こども支援センター

2-2-2 福祉相談のサービス向上のための機能

福祉相談のサービス向上のための機能は、社会福祉協議会（地域福祉推進課）及び障害者基幹相談支援センターから構成されます。

2つの機能を一体的な施設とすることで、福祉相談のサービス向上を図るとともに、相談室等を共用することで効率的な施設運営が可能となります。

社会福祉協議会（地域福祉推進課の移転）

（1）概要

社会福祉協議会地域福祉推進課を移転し、社会福祉団体や関係者と連携を図りながら、様々な相談に対応できる総合相談体制の充実を図ります。

①相談援助事業等の実施

生活再建や障害に関する相談等、個々の相談に対して、社協内各部署との連携及び組織内資源の活用や外部の専門職等との連携により多方面から支援を行います。

また、地域福祉活動やボランティア活動に対する相談・支援も行います。

（i）総合相談支援体制

（ii）福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

（iii）福祉資金貸付事業（生活福祉資金貸付事業、社会福祉協議会福祉資金貸付事業、彩の国あんしんセーフティーネット事業の支援）

（iv）地域福祉活動・ボランティア支援事業

②障害者就労支援センター

障害のある方の就労支援と生活支援を総合的に行うため、一般就労の拡大を図るとともに職場定着支援を強化し、障害者の自立と社会参加を促進します。

③障害者相談支援センター

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、特定相談支援・障害児相談支援のサービス等利用計画の作成及び基本相談支援として障害のある方やその家族等の地域における各種相談に応じるなど支援の充実を図ります。

(2) 機能等

【主な機能】 ○高齢者、障害者、子ども、健康、生活困窮など、総合的な相談支援機能 ○募金業務、地域福祉活動計画策定、ボランティアセンターなどの地域福祉全般業務		
【主な利用対象】 市民		
【想定される諸室と面積】		
室名称	面積	備考
事務室(打合せスペース含む)	約 120 m ²	職員数 20~22 人程度
団体利用室・会議室	約 70 m ²	
相談室	約 30 m ²	3~4 室
倉庫	約 20 m ²	(別途、防災倉庫内に 30 m ²)
合計	約 240 m ²	

※会議室や相談室は、専用会議室のほか、共用部のシェア利用も想定しています。
※コンパクトな施設とするため、現況施設(はあとぴあ)の面積から縮小を図ります。



朝霞市「はあとぴあ」(ボランティア情報コーナー)

障害者基幹相談支援センター

(1) 概要

地域における障害者相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害・知的障害・精神障害に関する相談・指導・助言等の業務を総合的に行い、地域の障害者相談支援体制の強化を行います。

(2) 機能等

【主な機能】

- 総合的な障害者相談支援・権利擁護
- 地域の障害者相談支援従事者に対する専門的な助言等の支援者支援
- 関係機関等の連携の緊密化の促進

【主な利用対象】 障害者相談支援従事者、市民

【想定される諸室】

- カウンター、事務室（打合せスペース含む）
- 相談室（他機能と共用を含む）

※主な利用者は事業所職員ですが、市民の相談にも対応できるスペースを確保

【想定される面積】

約 60 ㎡



(事例) 所沢市「こどもと福祉の未来館」福祉相談窓口カウンター (事例) 杉並区「ウェルファーム杉並」基幹相談支援センター

2-2-3 防災機能の拡充

防災機能の拡充は、災害ボランティアセンター及び防災倉庫機能（帰宅困難者支援用）から構成されます。

災害発生時には、市と社会福祉協議会とが連携し、ボランティア対応等が円滑にできるようになります。また、平常時には空間の有効利用を図り、住民や施設利用者の防災意識の啓発にも努めていきます。

災害ボランティアセンター

(1) 概要

災害ボランティアセンターは、「朝霞市地域防災計画」に基づき、災害発生時に市と社会福祉協議会が連携してボランティアへの対応を行うために開設するもので、現在は朝霞市総合福祉センター（はあとぴあ）を設置場所としています。

令和元年の台風19号による災害では、朝霞市総合福祉センター（はあとぴあ）が浸水し、一時的に利用できない状況となったことから、安全性確保のために本複合施設へ設置場所を変更するものです。

なお、開設に当たっては、平常時の施設利用者や地域住民の交流スペースを活用します。

(2) 機能等

【主な機能】 ○災害時における災害支援ボランティアが参集しやすく、災害支援活動ができる機能
【主な利用対象】 災害時（ボランティア活動団体等、市民）
【想定される諸室】 ○ボランティアの受付、コーディネートに対応できる屋内スペース・屋外スペース
【想定される面積】 約 200 m ² （約100名の活動を想定）
【必要な設備】 ○通信設備（電話・インターネット）、コピー等機器使用のための電気設備

防災倉庫機能

(1) 概要

東日本大震災の際には、公共交通機関の運休などで多くの帰宅困難者が発生し、産業文化センター・リサイクルプラザ等において、約300名の帰宅困難者を受け入れました。

今後も大規模な災害が発生した場合の備えとして、主に帰宅困難者用の毛布・マット類、保存食等の物資を備蓄する機能を確保します。

また、社会福祉協議会も災害ボランティアセンター用資機材の保管場所として倉庫の一部を利用することを想定しています。

(2) 機能等

【主な機能】 ○朝霞台・北朝霞駅周辺として、主に帰宅困難者支援のための資材等収納機能
【主な利用対象】 災害等発生時(帰宅困難者支援)
【想定される諸室】 ○建物外部からの搬入出動線の確保 ○危機管理室・社会福祉協議会スペースの区分
【想定される面積】 ①危機管理室:帰宅困難者支援用 約 90 m ² ②社会福祉協議会:災害ボランティアセンター用 約 30 m ² 計 約 120 m ²

(参考)

- ・東日本大震災時の帰宅困難者受入実績300名分を想定し、必要物資数(毛布・マット)から想定面積を算出
- ・災害ボランティアセンター(社会福祉協議会)の活動資機材(スコップ、一輪車等)の保管



朝霞市内 防災倉庫の収納物

2-2-4 まちなかの交流やにぎわいづくり

まちなかの交流やにぎわいづくりは、施設内に交流スペースを創出します。

日常的な地域コミュニティの形成に寄与することで、社会福祉活動や地域防災に関する意識啓発につながるとともに、朝霞台・北朝霞駅周辺の地域活性化にもつながることが期待されます。

交流スペース

(1) 概要

施設利用者(子育て世代、中高生、福祉事業者等を含む)や地域住民が自由に利用できるフリースペースとして、地域コミュニティ形成などに寄与する場です。

効率的な空間利用のできる複合施設として、災害時には災害ボランティアセンターとして活用します。

【想定される活動】

- 談話、休憩、読書、自習
- 子育て中の保護者の交流、情報交換(軽飲食スペース等)
- 地域住民、ボランティア団体等の交流
- 福祉に関する情報交換や相談、福祉事業者等の打合せや作業
- ミニマルシェ(直売)、セミナー等
- 地域の情報発信ベース(ボランティア団体、活動の紹介等)

(2) 機能等

【主な機能】 <ul style="list-style-type: none">○地域の住民が気軽に立ち寄ることができるスペース○多世代の交流によるにぎわいの創出
【主な利用対象】 来館者、地域住民(年代問わず)
【想定される諸室】 <ul style="list-style-type: none">○間仕切りのない空間(テーブル・椅子、ソファ等があるフリースペース)○畳やクッションマットの小上がり○壁面を活用したボランティア情報の発信や展示ギャラリー○軽飲食スペース、にぎわいスペース
【想定される面積】 <ul style="list-style-type: none">①約 100 m² (軽飲食スペース、にぎわいスペース)②約 200 m² (災害時はボランティアセンターとして利用)
【必要な設備】 <ul style="list-style-type: none">○電気設備、厨房設備(給排水設備)、Wi-Fi 等



(事例) 所沢市「こどもと福祉の未来館」



(事例) 本庄市「市民活動交流センター」



(事例) 所沢市「こどもと福祉の未来館」世代間交流広場



(事例) 所沢市「こどもと福祉の未来館」世代間交流広場



(事例) 所沢市「こどもと福祉の未来館」畳敷小上がりスペース

2-2-5 その他の導入機能

その他の導入機能は、共用機能（屋内・屋外）、駐輪場・駐車場で構成されます。

共用機能（屋内）

機能の複合化に伴い、共用空間を設けることで、効率的な施設とします。また、できる限り空間を多目的に利用することで、コンパクトな施設整備に努めます。

【想定される諸室】

- ロビー・ホール（案内インフォメーション）
- 会議室、相談室（複数の機能で共用。室の大きさを変更できる可動式間仕切り）
- トイレ（多機能トイレ）、授乳室（赤ちゃんの駅）、給湯室、更衣・ロッカー室
- 昇降設備（ベビーカー、車いすや障害者も利用しやすいエレベーター、階段）
- 施設管理事務室、清掃員等控室
- 設備室（電気室、機械室等）



（事例）所沢市「こどもと福祉の未来館」開放的なロビー （事例）ベビーカーや車いすも乗り降りしやすく安全なエレベーター



（事例）所沢市こどもと福祉の未来館（誘導ブロック・大型モニター） 朝霞市「ほんちよう児童館」（Wi-Fi 設備・監視カメラ）

共用機能(屋外)

建物外周には、安全性や快適性確保のため、歩行者空間や緑地を設けます。

また、周囲への日影の影響を抑制するため建物構造上必要となるテラス空間についても、緑化を行います。

【想定される諸室】

- 地上部 : 歩行者空間、緑地、小広場・テラス、災害用自家発電設備、水栓、洗い場、バックヤード(ごみ集積等)
(交流スペースと一体となって憩いやマルシェ等に利用できる空間)
- 建物上部 : 屋上緑化、壁面緑化、太陽光発電設備(ソーラーパネル)等



(事例) 志木市役所 公共空間でのキッチンカー

(3) 駐車場・駐輪場

計画地は駅から徒歩5分程度に立地していることや主に地域住民の利用を想定していることから、徒歩や自転車での利用を基本に考えます。

送迎車両や管理用車両、職員用車両(訪問サービス用車両)など必要最小限の駐車場(10台程度)と主に児童用、職員用の駐輪場(20台程度)を確保するものとします。

2-3 施設規模のまとめ

【図表3 機能別施設規模(案)】

導入機能	想定される施設・設備等	規模
子育てしやすい環境の充実のための機能	①児童館 ②子育て世代包括支援センター	① 約720㎡ ② 約 60㎡
福祉相談のサービス向上のための機能	①社会福祉協議会(地域福祉推進課) ②障害者基幹相談支援センター	① 約240㎡ ② 約 60㎡
防災機能の拡充	①災害ボランティアセンター (平常時は交流スペースとして活用) ②防災倉庫機能(帰宅困難者支援用) ※社会福祉協議会のスペース(約30㎡)を含む	①(約200㎡) ② 約120㎡
まちなかの交流やにぎわいづくり	①交流スペース(1階) ②交流スペース(2階)	① 約100㎡ ② 約200㎡
その他の導入機能	【共用機能】 ①会議室 ②更衣室 ③ホール、廊下、トイレ、階段、設備諸室 等	① 約120㎡ ② 約 40㎡ ③ 約580㎡

※規模は概ねの面積を示すもので、設計段階で調整が必要となります。